

国民健康保険税の税率等の見直しに向けた諮問について

1 趣旨

町では国保財政の健全化のために、令和 7 年度に保険税率の見直しを実施しました。

埼玉県国保運営方針（第 3 期）において、令和 9 年度の保険税水準の統一と赤字解消への取組が求められている中、国保加入者の生活状況を十分踏まえ、県の示す市町村標準保険税率を参考にしながら、令和 8 年度までの赤字解消に努めていくものです。

2 国民健康保険運営協議会への諮問事項

宮代町国民健康保険税率等の見直しについて

3 宮代町の現状と今後の見通し

(1) 被保険者数の推移

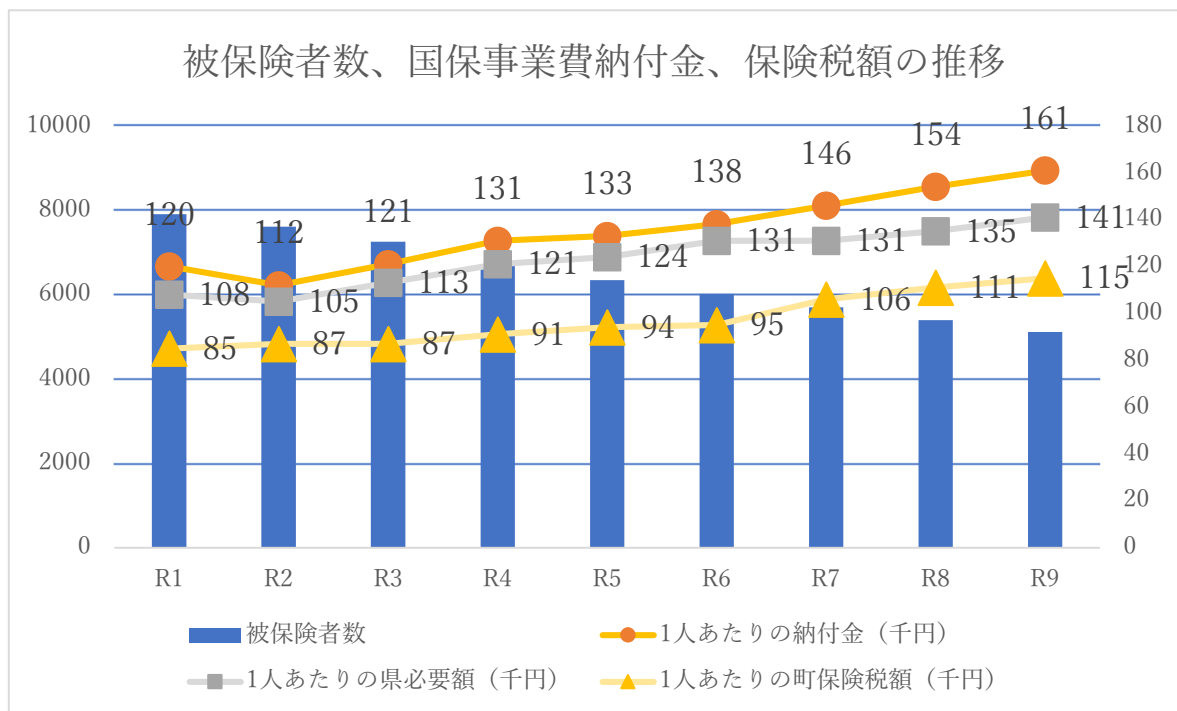
被保険者数は年々減少しており、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行したことや、令和 4 年 10 月から社会保険の適用が拡大したことにより、今後も被保険者数の減少は続くと考えられます。

(2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、年度によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にありますが、今後も増加傾向にあると考えられます。

(3) 1 人あたりの保険税額

国民健康保険事業納付金の算定時に埼玉県が示す必要保険税額と、実際の保険税額（収納額）に乖離が生じています。



※R1～R6 は実績、R7 は予算時積算、R8・R9 は推計

※市町村標準保険税率とは、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表すもの。

※国民健康保険事業費納付金とは、県が国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、市町村から納付金として徴収するもので、市町村ごとの被保険者数、所得水準等を考慮して決定するもの。

(4) 宮代町の保険税率と市町村標準保険税率

本町の保険税率は、統一保険税の目安となる標準保険税率と乖離がでています。

そのため、市町村標準保険税率を見据えた税率改正が必要となります。

		宮代町	令和7年市町村標準 保険税率（宮代町）	標準保険税率との差異
・所得割率 前年の所得額から 基礎控除を除いて かける率	医療分	7.38%	7.33%	0.05 ポイント
	後期高齢者支援分	2.54%	2.73%	▲ 0.19 ポイント
	介護保険分	2.24%	2.25%	▲ 0.01 ポイント
	合計	12.16%	12.31%	▲ 0.15 ポイント
・均等割額 加入者一人当たり の年額	医療分	40,000 円	44,976 円	▲ 4,976 円
	後期高齢者支援分	14,400 円	16,472 円	▲ 2,072 円
	介護保険分	15,700 円	16,181 円	▲ 481 円
	合計	70,100 円	77,629 円	▲ 7,529 円

4 子ども・子育て支援金制度の創設について

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されます。

支援金は、保険税とあわせて納付することとなるため、保険税の見直しとあわせて検討していく必要があります。

そのため、例年、12月議会で行っている国保税条例の一部改正（案）の提案は、子ども・子育て支援金制度創設とあわせて、3月議会で行う予定です。

5 赤字解消に向けて

市町村標準保険税率から算定された保険税額と現行税率で収納した1人あたりの保険税額の差は、令和6年度において約31,800円あり、この差を少なくしていくことが赤字解消にもつながるため、市町村標準保険税率に近づけるような税率改正が必要となります。

保険税水準の統一に向けて、税率改正を行うにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する必要もあります。

また、財政の健全化に向けた医療費適正化対策として、第3期データヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の実施対策等に引き続き取り組んでいきます。